

3. その他情報

(1) 宿泊施設

職位が付与された場合(例:訪問研究員)は、慶應義塾が提供する外国人用宿舎を利用することができます。詳細は三田キャンパス外国人研究者宿舎担当(業務代行会社:慶應義塾大学出版会)に問い合わせてください。

TEL:03-3451-3182

E-mail:keio_residence@info2.keio.ac.jp

https://www.ic.keio.ac.jp/intl_student/housing/kenkyusha.html

(2) 来日者向け参考情報

Life in Japan (issued by Japan Society for the Promotion of Science: JSPS)

https://www.jsps.go.jp/english/e-plaza/51_lifeInJapan.html

(3) 租税条約の適用

海外招聘者への謝金を支払う場合、租税条約の適用が可能な場合があります。ただし、役務内容・支払内容により適用できない場合や、条約の改正のほか、届出様式や添付書類の確認が必要なケースがありますので、必ず事前に人事部給与厚生担当(m-kyuyokosei@adst.keio.ac.jp)へ相談してください。居住国により、書類が異なります。

<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/joyaku/annai/5320/01.htm>